



2018年
4月号

不正な商号登記への法的手段—高度化・国際化する模倣品ビジネスへの対抗手段—
執筆者:野村 高志

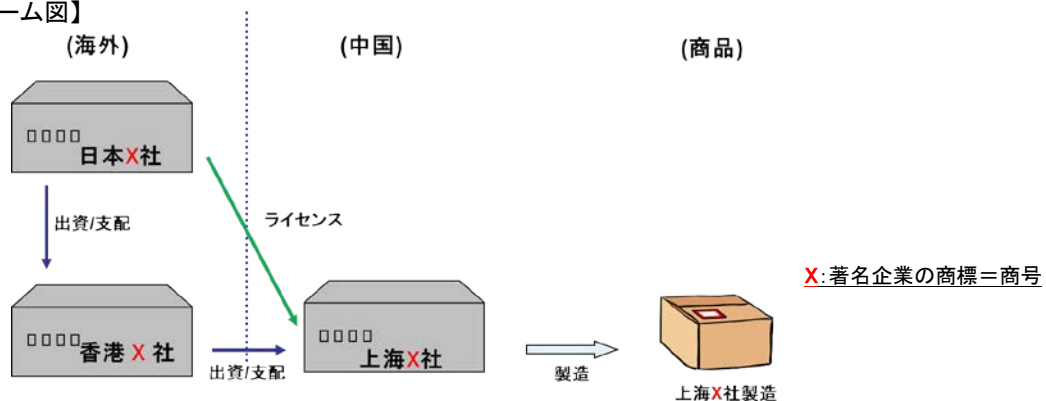
はじめに

中国で知名度のある外国企業の商号や商標を、当該企業とは無関係の中国企業が、無断で自社の社名の一部に使用し、工商行政管理局(以下「工商局」といいます)で商号登記をしたうえで、自社製品等に使用する事案が、しばしば起こっています(「傍名牌」「商標・商号問題」「商標と商号の衝突の問題」等と呼ばれることもあり、本稿では「不正な商号登記」問題と呼びます)。

商号等に関する権利を有している日本企業が、不正な商号登記の被害者になるケースでよく見られるのは、以下のようなパターンです。模倣品業者による潜脱行為の1パターンと考えられるケースが多く見られます。

- 著名な日本企業が、その社名を中国で商標登録して商品等にも使用しており、また中国の子会社の社名としても使用し、工商局で商号登記している。当該社名は、中国の業界や市場においても、よく知られている。
- 某中国企業が、当該名称を無断で自社の商号として工商局に登録し、自社の社名として対外的に使用するとともに、自社製品上にも表示する。更に日本に同名のダミー企業を設立し、その子会社を装うことで、合法的な商号使用を偽装する。
- 当該中国企業は、その日本企業の知名度にフリーライドしながら、消費者等を誤認させて模倣品を販売することができる。

【典型的なスキーム図】



本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2018年4月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

この種の案件で著名なのが、ヤマハ発動機株式会社が浙江省の某企業を相手取って提訴し、2007年6月に最高人民法院で勝訴が確定したケースです(判決概要は同社サイトを参照¹⁾)。当該中国企業は「日本雅馬哈株式会社」(「雅馬哈」の中国語発音はYAMAHAに近似)なるダミー会社を設立し、商号ライセンス契約を締結して、自社製造のバイクに「日本 YAMAHA 株式会社」等の文字を表示しており、判決では商標権侵害行為と認定されて、侵害停止や損害賠償が命じられました。

筆者は、10年以上前からこの種の案件を取り扱ってきていますが、以前は「誰でも知っている」著名な日本企業がターゲットとなっていたのが、近年は「一般人の間ではそれほど有名ではないが、その業界の中では有名な」日本企業(例えば部品・素材メーカーや原料を扱う企業など、B to B ビジネスに従事する会社)がターゲットになるケースが増えており、法的な対処がより難しくなってきていると感じます。

今回は、この不正な商号登記問題を取り上げ、その対処方法を含めて解説します。

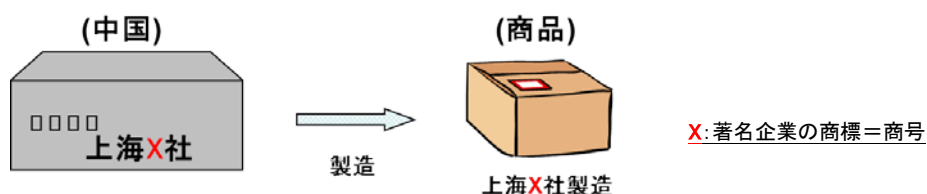
1. 原因の分析

このような問題が生じる原因と国際化する実情を、実体面と制度面から整理します。

【実体面—模倣の手口の高度化】

模倣品業者による模倣品ビジネスの変化・模倣の手口の高度化という実体面から見ると、当初は単純なデッドコピー品を製造販売していたのが、権利者企業から商標権侵害を理由に行政取締りや民事訴訟提起を受けるようになり、法的責任追及を免れるために、当該名称やロゴを使用するための権利の根拠を装う必要が生じました。ただ、権利者が先に商標を登録している以上、同一・類似の範囲では商標登録を取得することができないので(先願主義)、自己の商号の一部に当該名称やロゴを加え、商号登記したうえで、製品等に使用すると、あたかも自己の名称の合法的な使用に見えるというものです。

【スキーム図①】



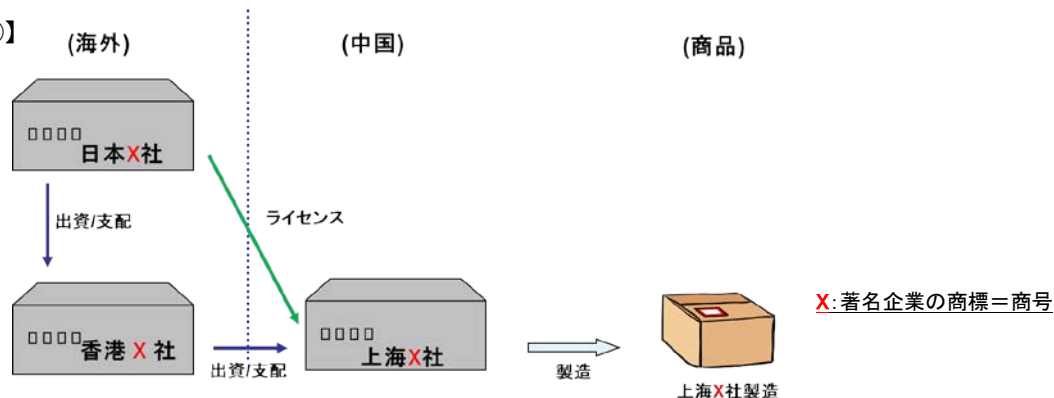
【制度面—商号登記の容易さ】

これを制度面の問題という側面から見ると、商標登録を管轄する商標局は北京市に1ヶ所あるのみですが、企業の商号登記は地方工商局(各地域毎に存在)が管轄しており、両者の間にクロスリサーチのシステムなどはありません。そのため、例えば著名商標であっても、他人が容易に商号として登記ができるという事態が生じ、これが不正な商号登記問題の背景にあります。

【国際化—多国間に跨がる不正使用】

更に、多国間に跨って合法的な使用を偽装するケースも多く見られます。中でも、香港や日本に同一の商号でダミー会社を設立・商号登録し、それらの会社から中国の会社(侵害行為の実質的な主体)に、かかる商号の使用を許諾する旨の「授權書」(法的には商号等のライセンスを意味すると考えられます)を発行する手法が、よく取られています。

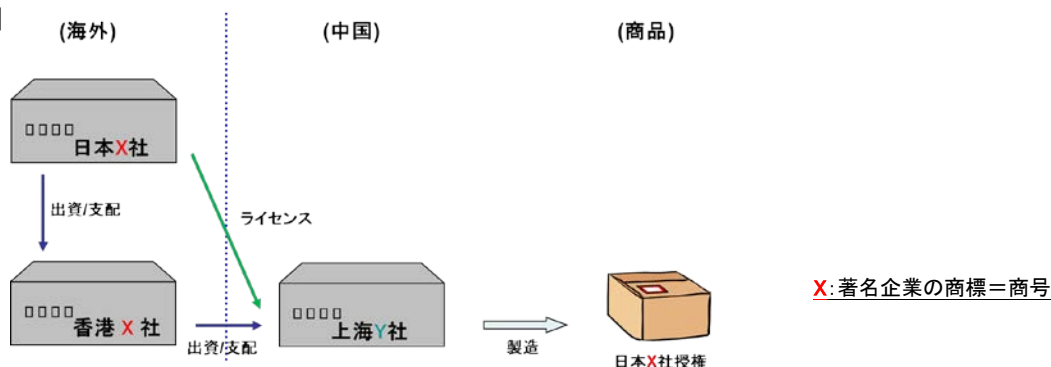
【スキーム図②】



¹ <https://global.yamaha-motor.com/jp/news/2007/0612/trademark.html>

スキーム②の派生パターンとして、以下のスキームがあります。法的追及を受けにくくする目的で、中国の会社の商号登記は変更せず(日本の著名な企業の商標・商号等を模した名称とはしない)、海外のダミー会社から授權された形をとって、その製造する製品上に、当該日本の著名な企業の社名を表示します。そうして、あたかも正式にライセンスを受けた製品であるかのように仮装するというパターンです。

【スキーム図③】



かかるスキームが横行する背景として、香港では会社登記が容易である一方、商号の抹消は困難だという事情がありました(仮に、かかるダミー会社を提訴し、裁判所より商号変更命令の判決を得たとしても、登記所には強制的にこれを執行する権限がなく、商号を変更するために当該会社の株主総会の特別決議書が必要でした。ただ、2010年の香港会社法改正により、登記所に不正商号の変更権が与えられ、この点の制度改善が図られています)。

日本でも、会社の設立登記そのものは容易なため、日本の著名な企業の有する名称を不正使用しようとする場合、日本にダミー会社を設立して、日本企業の子会社・関連会社のように仮装する例がしばしば見られます。

2. 法的な根拠と対処方法の整理

次に、不正な商号登記問題について、法的な観点から整理します。

不正な商号登記のケースでは、前述した通り、①無断で自社の商号として工商局で登録し使用するという側面と、②それを商品上に表示したり広告・宣伝に使用するという側面が見られるのが一般的です。

①については、工商局における企業名称登記管理の問題、及び反不正当竞争法違反の問題となり、②については、商標権の侵害行為として商標法違反の問題となります(①につき、以前の実務では、商標法及び反不正当竞争法の両方を根拠として、訴訟上の権利行使をする例が見られましたが、後述する法改正を経て、現在では専ら反不正当竞争法の問題として位置づけられています)。

以下では①に焦点を当てて、(1)工商局に対する商号抹消・変更等の申立と、(2)反不正当竞争法違反を理由とする民事訴訟という二つの法的手段に分けて根拠法令を整理し、併せて、日本で設立・登録されたダミー会社に対する対処手段についても説明します(なお、②については、通常の商標権侵害に関する考え方が基本的に当てはまります)。

(1) 企業名称登記管理の規定を根拠とする、工商局への登記抹消等の申立

企業名称の工商登記に関して以下の法令規定があり、不正な商号登記については、商号登記がなされている管轄の工商局に対し、かかる法令規定に該当することを理由として、登記の抹消や名称の是正を申し立てることが可能です。

但し、実務的な問題点として、工商局は登録名称の抹消・変更に積極的に応じてくれるとは限らず、実効性が必ずしも高いとは言えないことが指摘できます(一般人の間でも著名な名称である場合、不正な商号登記と認定してもらえる可能性が高まりますが、一般人にはそれほど知られていない場合には、難易度が高くなる傾向があるようです)。

【根拠規定】

- 「企業名称登記管理規定」²9条2号:
商号には公衆を欺き、誤解をもたらすおそれのある文字を含んではならない。
- 「同規定」27条:
他人が既に登記を行った企業名称を無断で使用した、又は他人の企業名称の専用権を侵害するその他の行為があった場合、被権利侵害者は権利侵害者の所在地の登記主管機関に処理を要求することができる。登記主管機関は権利侵害行為の停止、被権利侵害者が当該権利侵害行為により受けた損失の賠償を権利侵害者に命じ、違法所得

² 国務院により批准、1991年9月1日施行、2012年11月9日改正。

を没収し、5,000 元以上、5 万元以下の過料を併科する権利を有する。

- 「企業名称登記管理実施弁法」³41 条：

既に登録された企業名称が、使用中において、公衆を欺き、若しくは誤解をもたらす場合、又は他人の合法権益を損なった場合、工商行政管理部門により、不適切な企業名称と認定し、是正を命じるものとする。

(2) 反不正当竞争法を理由とする、人民法院への民事訴訟

不正な商号登記について、反不正当竞争法違反を理由として民事訴訟の提起を行うことが考えられます。根拠法令は以下の通りです。

【現行の商標法における規定】

- 「商標法」58 条：

他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成する場合、「反不正当竞争法」により処理する。

(注：本条は 2013 年改正商標法で新たに規定されたもので、ここで言及されている「反不正当竞争法」の方でも、これに対応して以下の法改正が行われました。)

【現行の反不正当竞争法における規定】

- 「反不正当竞争法(2017 年改正の現行法)」6 条：

事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施したり、他人の商品である、又は他人との特定の関連性があるかのような誤認を関連公衆に生じさせてはならない。

(2) 他人の一定の影響がある企業名称(略称、屋号などを含む)、社会組織名称(略称などを含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名などを含む)を無断で使用すること。

- 「同法」18 条：

本法第 6 条に規定した誤認行為を実施した場合、監督部門により違法行為を停止させるよう命じ、事業者が登記した企業名称が本法第 6 条の規定に違反する場合、速やかに名称変更登記を申請しなければならない。名称変更手続が完了するまで、原企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を代替しなければならない。

以上の通り、不正な商号登記問題について、現行の法制度では、専ら反不正当竞争法に基づく対処が予定されています(改正後の現行反不正当竞争法では、商標・商号問題について、反不正当竞争法で対処すること及びその法的効果が、より明確に示されています⁴)。

その法的要件につき、以下の通り整理できます。これらを立証できる証拠を、可能な限り多く收拾することが重要です。

①	権利者側の社名・商号が、一定程度の知名度があること(実務的には、中国全国に知られている必要はなく、また当該業界において知名度があればよい)。
②	相手方が無断で当該名称を使用していること(商号の一部として工商登記することを含む)。
③	相手方が権利者の商号等の存在を知っていた(悪意)こと(権利者の商号等が高い知名度を有していたり、相手方が同じ業界に属する場合は容易に推認される)。
④	相手方による不正商号の使用により、関連公衆に対して権利者の商品だとの誤認や、権利者と関連がある(その子会社とみられる等)との誤認を生じさせたこと。
⑤	必須の要件ではないが、権利者側に生じた損害(相手方の行為と因果関係があること)や、その他の商標権侵害行為の存在(③の悪意性の立証にも繋がる)なども、併せて立証することが考えられる。

³ 国家工商行政管理総局により 2004 年 6 月 14 日公布、2004 年 7 月 1 日施行。

⁴ 2017 年改正前の「反不正当竞争法」では、5 条本文「事業者は以下に記載する不正手段を用いて市場取り引きをし、競争相手に損害を与えてはならない。」、同条 3 号「無断で他人の企業名称又は姓名を使用して、公衆に当該他人の商品であるかのような誤認をさせること。」と規定されており、成立要件が不明確なうえ法的効果として登記変更が認められるか不明確な面がありました。

(3) 日本におけるダミー会社への対処と根拠法令

日本におけるダミー会社に対し、その商号の抹消等を請求するための根拠法令として、以下が考えられます。

- 「会社法」8条の「不正商号に対する抹消請求」
- 「不正競争防止法」2条1項1号の「周知表示混同惹起行為」に該当するとした、商号の使用差止め、商号登記抹消の請求

3. 対処方法

次に、不正な商号登記問題への対処方法を概説します。

①	相手企業の調査・情報収集
②	自社及び相手方の登録商標等の確認・調査
③	相手企業への警告状送付、商号変更の交渉
④	工商局への商号是正申立
⑤	人民法院への民事訴訟提起

以下、詳述します。

(1) 相手企業の調査・情報収集

おそらく模倣品業者の大部分は、企業としての実体が乏しい零細業者だと思われるが、不正な商号登記を行う企業の場合は、一概に論じられません。特に、日本や香港にダミー会社を設立し、その子会社・関連会社のように仮装する場合、相応の資本金や事業規模を有することもあります。どうせ怪しげな零細業者だろうと高をくくって法的アクションを取ったところ、例えば相手方が地元政府機関に人脈を持っていて行政摘発が奏功しなかったり、逆にこちらを提訴してくる等の反撃を受けることもあります。

また、相手方が、不正な商号登記をしたうえで、社名を自社の製品上に表示したり、広告に使用することが一般的ですが、これは権利者企業側が有する登録商標の侵害行為となり得ます。

まずは、相手企業の信用調査を行い(海外のダミー会社も調査対象とし、相手企業との資本関係や人的繋がりなども調べます)、相手方の事業及び侵害行為の実際の状況を把握して、それらをよく検討し、どの法的根拠を主張するのか、どのような証拠の提出が可能かつ有効かを考え、工商局への申立や訴訟提起の成否の見通しを考えます。中国のみならず日本や香港のダミー会社に対しても、権利行使をするかを含め、多角的な面から対策を練る必要があります。

(2) 自社及び相手方の登録商標等の確認・調査

不正な商号登記を行う企業は、本来の権利者の有する商標を、自らも登録しようと様々な手を尽くします。例えば、文字や図形を少し変化させた類似商標を出願してみたり、権利者が商標登録を有していない指定商品で登録出願したりします。

そのため、自らの商標登録の状況を確認する(馳名商標の認定を受けた事実の有無を含めて)とともに、相手方が登録商標を有しないかも調査します。

(3) 相手企業への警告状送付、商号変更の交渉

以上の調査結果を踏まえ、相手方の行為が違法と認められるかを判断して、対処の戦略を練ります。

法的手段に出る前に、まずは警告状等を送付し、任意での商号登記の変更を求めて交渉することもあります。ただ、かかる交渉を持ちかけると、逆に、社名変更による不利益の補償や、相手方の有する登録商標の譲渡の名目で、法外な額の支払い要求が出されることもあります。その場合は交渉では纏まりませんので、以下の法的手段に移行することになります。

(4) 工商局への商号是正申立

前述した通り、不正な商号登記に対しては、工商局に商号登記の抹消等を申し立てることが可能です。前述した、企業名称登記管理規定等に基づいて申し立てますが、それらの規定における「公衆の誤認」や「他人の権利侵害」などの要件の立証内容・証拠は、商標権侵害や反不正当竞争法違反の立証内容・証拠と重なるものが多いと思われます。

行政手続は、訴訟に比べ、一般には費用は低廉で、スピーディに進み、行政処罰に至れば相手方に打撃を与えられるというメリットがあります。但し、工商局が抹消等を行わないケースも多く、その場合は次に述べる民事訴訟の提起を検討します。

(5) 人民法院への民事訴訟提起

前述した通り、不正な商号登記に対して、反不正当竞争法や商標法に基づいて提訴することが考えられます。反不正当竞争法違反の法的要件については、前述した通りです。民事訴訟における実務のポイントについて、以下に述べます。

【立証上における注意点】

訴訟の成否を分ける立証上のポイントは、主に、自らの商号等の知名度と、相手方の悪意性の立証方法になります。以下、実務上の要点を述べます。

- ✓ 反不正当竞争法 6 条 2 号にいう「一定の影響がある」は一定程度の知名度を有することを意味し、それは驰名商标における著名性のよう中国全土でよく知られたレベルの知名度までは要求されず、当該地域・当該業界内において、関連する公衆（一般人より限定された概念）に、一定程度知られていれば足りるといえる。特に、B to B ビジネスに従事する会社の場合、当該地域・当該業界内において、一定程度知られていることを立証すればよい。

- ✓ 一定程度の知名度の立証手段として、よく提出されるものとしては、以下が挙げられます。

①	権利者企業の、中国国内の販売実績（取引契約書や支払いのエビデンス等を証拠として提出する）、売上高・市場シェアの高さ
②	中国における広告、宣伝の規模や地理的範囲等 ⁵
③	中国の展示会等への出展、政府機関や業界団体からの好評価、各種ランキングの記録、行政機関や業界団体等からの受賞歴等
④	中国のメディア、雑誌、書籍等での紹介・言及の記録
⑤	中国において当該商標が驰名商标として保護された記録（第三者による冒認出願や侵害行為に対して、行政当局又は裁判所の法的手続において保護された事実）
⑥	第三者に誤認を生じさせた事実（誤認した顧客からのクレーム等）
⑦	相手方の悪意性（権利者の商号を知っていた又は知り得た事実）
⑧	虚偽の宣伝やフリーライドの行為に関する事実（権利者と何らかの関係（子会社・関連会社と偽装）があるとの誤認を生じさせる宣伝行為等）

- ✓ 相手方の悪意性の立証の手段としては、相手方の株主や経営陣が、権利者の元従業員であったことや、同じ業界の関係者であることなどが挙げられる。相手方が権利者と同業者である場合には悪意が認定されやすく、同業者ではない場合には、権利者の商号の知名度について、より高いレベルの知名度が求められたり、相手方が悪意であることの明確な立証が求められる。その意味で、相手方の悪意性の立証と、権利者側の商号等の知名度（一定の影響があること）の立証とは、相関関係にあると言える。

【クロスボーダー訴訟の連携戦略】

日本や香港など中国外に設立されたダミー会社に対しても、商号の抹消等を求めて提訴することがあります。この場合、訴訟手続そのものは国・地域毎に行います（そのため複数の法律事務所が関与することになります）が、それらをうまく連携させた訴訟戦略を練る必要があります。

後述する、中国と日本において民事訴訟を提起した事例では、事前に時間をかけて証拠収集・法的論点整理等の準備を進めたうえで、ほぼ同時に提訴したところ、日本の訴訟が先行して和解により終結し、日本のダミー会社の商号を変更できたことから、その事実を証拠化して中国の民事訴訟でも提出するといった実務上の工夫をしました。

4. 参考となる裁判例

不正な商号登記のケースに関しては、裁判事例も多数存在します。以下、過去に最高人民法院が選んだ重要裁判例と、筆者が以前に関与した裁判事例を紹介します（これらの事例においても、権利者側が中国で商標登録をし、かつ商号としても使用している標識を、相手方中国企業が無断で商号登記して使用し、かつ製品上に使用していたことから、訴訟においては、反不正当竞争法に基づく請求の他、商標法に基づく商標権侵害に関する請求もなされています）。

- (1) 「最高人民法院が公布した中国の裁判所における 2013 年の 10 大知財事件」から
佛山市海天調味食品股份有限公司と佛山市高明威極調味食品有限公司の「威極」商標権侵害及び不正競争をめぐる紛争

⁵ 一般的には、中国における広告・宣伝活動の開始時期が相手方の侵害行為よりも早いこと、公告・宣伝活動を継続的に行っていたことを証明することが重要と考えられます。

事件【広東省佛山市中級人民法院(2012)佛中法知民初字第 352 号民事判決書】

佛山市海天調味食品股份有限公司(略称:海天社)は、商標「威極」を 1994 年 2 月 28 日に登録し、使用範囲として醤油などの商品を指定しました。

1998 年 2 月 24 日に設立された佛山市高明威極調味食品有限公司(略称:威極社)は、「威極」の二文字をその企業の商号に使用するほか、広告板、銘板に人目を引くように「威極」の二文字を使用しました。威極社が工業用のかん水を醤油の生産に不法に使用したことが露見した後、海天社の信用と製品の売り上げは影響を受けました。

海天社は、威極社の行為は自社の商標権を侵害し、不正競争を構成すると考え、広東省佛山市中級人民法院に訴訟を提起し、威極社に権利侵害行為の停止、謝罪を命じ、自社の経済的損失及び合理的な費用合わせて 1,000 万円を賠償するよう請求しました。

一審判決では、「威極社がその広告板と企業銘板に人目を引くように『威極』の二文字を使用し、海天社の登録専用権を侵害した。威極社の株主 2 名は会社設立前から食品業界で醤油の生産に従事した経験があるため、道理から言って海天社と海天ブランドの製品を知り得べきであるにもかかわらず、海天社の登録商標の中の『威極』の二文字を企業の商号として登録したことは、海天社の商標のれんにただ乗りしようとする悪意があり、公衆を誤導又は誤認させ、海天社の営業上の信用を毀損し、不正競争を構成する」と判断して、威極社に対し「その広告板、企業銘板における人目を引く『威極』の二文字の使用を直ちに停止し、屋号に『威極』の文字を含む企業名の使用を停止し、判決発効から 10 日以内に工商部門で商号の変更手続を行ったうえで、海天社に対する謝罪文を新聞に記載してその影響を除去するとともに、海天社に経済的損失と合理的な費用合わせて 655 万円賠償する」よう命じる判決が下されました。

(2) 中国と日本において民事訴訟を提起した事例

日本の有名メーカー B 社は、社名を各国で商標登録し、製品上に使用していました。

中国の W 有限公司は、日本及び香港で「B 株式会社」「B(香港)有限公司」を相次いで設立し、さらに当該日本の B 株式会社からライセンスを受ける形で自らも「B 有限公司」と商号を変更し、中国で製造販売する製品上にも「B 有限公司」と表示しました。

B 社は、まずは地元の「品質技術監督局」に申立てて、B 有限公司に対する行政取締を行いました。B 有限公司による不正な商号使用行為は止まりませんでした(地方保護主義により、取締りが奏功しなかった可能性があります)。

そこで B 社は、B 有限公司に対し、商標権侵害・反不正競争法違反に基づく侵害行為の停止などを求めて民事訴訟を提起し、ほぼ同じタイミングで、日本の B 株式会社に対しても、日本において、会社法及び不正競争防止法を根拠に民事訴訟を提起しました。

日本の訴訟が先に進行し、被告の商号変更を内容とする勝訴的和解が成立して、商号の変更登記がなされました。中国の訴訟では、B 有限公司は全面的に争う姿勢を見せ、B 株式会社から商号使用を許諾された旨の「授權書」を法廷に提出しました。そこで、B 株式会社の商号が既に変更され、社名に「B」は使用されていない事実を証拠化し、中国の裁判所に提出しました。

その後、中国での訴訟も、被告による商標権侵害・反不正競争法違反を認定して侵害行為の停止などを命じた勝訴判決(第一審)が出されました(上訴審でも、一審の判断が維持されました)。

5. おわりに

不正な商号登記の問題は、通常の模倣品業者に対する法的対処に比べると、訴訟対応の必要性が高く、立証の面でのハードルも高まります。但し、上述したとおり中国国内でも権利者企業が勝訴しているケースは少なからず見受けられます。

権利者企業としては、権利行使のハードルが高いからと簡単に諦めるのではなく、自社のブランドを守り抜くとの決意のもと、しっかりした戦略を立てて粘り強く対応して頂きたいと願っています。

のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の对外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より再び上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: eapg@jurists.co.jpURL: <https://www.jurists.co.jp>**北京事務所**〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info_beijing@jurists.jp**上海事務所**〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: info_shanghai@jurists.jp